



誰かを照らす人になる

# 市民後見人 になろう

第13期大阪市市民後見人養成講座受講生募集要項

大阪市成年後見支援センター



# 大阪市市民後見人 第13期養成講座受講生を 募集します。

## ◎ 第13期募集開始

大阪市では、2019(平成31)年度も大阪市市民後見人養成講座を開講します。

大阪市市民後見人養成講座は、2007(平成19)年に第1期養成講座を開講して以来、毎年多くの皆さんに受講いただいております。今回で、13回を数えることになりました。

大阪市内在住、または在勤の方で、市民後見人の活動に興味を持つ方を募り、成年後見制度の仕組みや大阪市の福祉行政、後見人の職務を学んでいただきます。

講座を修了された方には修了証を交付するとともに、意向の確認を行ったうえで「大阪市市民後見人バンク」にご登録いただきます。その後、大阪家庭裁判所の審判により、成年後見人として選任され、市内での後見活動が始まります。

第12期までの累計受講修了者数は447人であり、大阪市市民後見人バンクに登録し、市民後見人として活躍された方は、これまでに204人(平成31年1月末日現在)となりました。

大阪市の市民後見人養成講座の詳しい内容、市民後見人の活動について皆さまに知っていただくことを目的とするオリエンテーションを、2019年5月15、16、18日の3日間開催いたします。どうぞご参加いただきますよう、よろしく申し上げます。

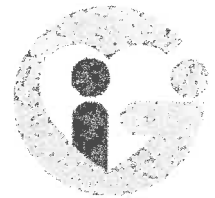
(＊オリエンテーションの参加が、市民後見人養成講座受講の前提条件となります。)

## ◎ 市民後見人

認知症や精神・知的障がいなどにより判断能力が不十分な方を法的に支援する制度として「成年後見制度」があります。

成年後見制度における後見人の活動は、「財産管理」と「身上の保護」を主なものとします。市民後見人は、多額の財産管理を必要とせず、法律的な課題解決等が予想されにくい方で、身上の保護(ご本人の生活や健康の維持、療養に関する仕事)を中心とする活動を行います。市民としての特性を生かした頻繁な訪問等を通じ、地域で見守り、きめ細やかな支援を行います。

報酬を前提としない互助的、地域貢献的なこの活動は、大阪市が先駆的に取り組み、全国で少しずつ広がりはじめています。



### 目次

受講生を募集します.....	2
養成講座のながれ.....	3
カリキュラム.....	4
養成講座カレンダー.....	5
オリエンテーション・養成講座会場.....	6
市民後見人活動.....	7
市民後見人の声.....	8

### 大阪市成年後見支援センター

- 成年後見制度に関する相談を、月～土曜日、9:00～17:00(日曜日、祝日、年末年始は除く)の間受け付けています。市民後見人の養成と支援はここでを行っています。
- 〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20
- 電話番号 06-4392-8282
- FAX番号 06-4392-S900

養成講座のながれ

(1) オリエンテーション

2時間程度の概要説明  
(2時間×1日)

(2) 基礎講習

1回5時間程度の講義を4日間受講し基礎を学びます  
(5時間×4日)  
10:00~16:00

通考

(3) 実務講習・実習

1回5時間程度の講義を6日間受講するとともに、施設実習に4日間参加します  
(5時間×6日)  
10:00~16:00と実習4日

面接

(4) 修了・登録式

養成講座修了者に「修了証」を、バンク登録者にはあわせて「登録証」を交付します

養成講座のながれ(オリエンテーションから修了・登録式まで)

(1) オリエンテーション(1日)

「成年後見制度」と「市民後見人」について、DVDを活用し、説明します。

オリエンテーションを聞いて養成講座を受講したいと思われた方には「受講申込書」を提出していただきます。

同じ内容で3回開催しますので、いずれかにご参加ください。

・ 2019年5月15日(水)14:00~  
大阪市立住まい情報センター(北区)

・ 2019年5月16日(木)18:30~  
大阪市立住まい情報センター(北区)

・ 2019年5月18日(土)14:00~  
大阪市社会福祉研修・情報センター(西成区)

(2) 基礎講習(4日)

市民後見人活動に必要な基礎知識を習得するための講義を受講します。北会場コース、南会場コースの講習内容は同じ

ですので、いずれかのコースをお選びください。

コース名	第1日	第2日	第3日	第4日
北会場コース	6/27(木)	7/11(木)	7/25(木)	-
南会場コース	6/22(土)	7/13(土)	7/27(土)	8/10(土)

\*第4日目は南会場(大阪市社会福祉研修・情報センター)にて合同開催します。

(3) 実務講習(6日)・実習(4日)

基礎講習の4日間とあわせて、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性を習得するための講習を受講します。

いずれかのコースをお選びください。講習内容は同じです。

あわせて、対象者の理解を深める目的で、4日間実習に参加していただきます。

コース名	開催曜日	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日
北会場コース	木曜日	10/10	10/24	11/14	11/28	12/12	12/26
南会場コース	土曜日	10/5	10/26	11/16	11/30	12/14	12/21

(4) 修了・登録式

オリエンテーション、基礎講習及び実務講習(施設実習含む)をすべて修了した方に、修了証を授与します。

養成講座を修了された方に、市民後見人として活動することの意向確認を行い、「大阪市市民後見人バンク」にご登録いただきます。

## カリキュラム

基礎講習	内容	担当講師
1 社会福祉の動向と権利擁護	●地域福祉や権利擁護の動向と理念を理解し、市民後見人に期待される役割を認識する	大阪市立大学 教員
2 成年後見制度の基礎と人権	●成年後見制度（法定後見・任意後見）の概要と後見人の職務を、人権との関わりの中で理解する	弁護士
3 成年後見制度利用開始までの流れ	●法定後見を中心に申立てから開始までの流れを学ぶ	家庭裁判所職員
4 対象者の理解（1）	●認知症高齢者の特性、接し方を学ぶ	医師
5 対象者の理解（2）	●知的・精神障がい者の特性・接し方を学ぶ	医師等
6 後見人の職務（1）	●財産管理及び身上の保護についての実務を学ぶ	司法書士
7 後見人の職務（2）	●市民後見人と専門職後見人の実際の活動内容を聞き、後見人の職務についての理解を深める	市民後見人等
8 福祉サービスと社会資源	●福祉サービス全般について学ぶ	社会福祉士
9 事例検討（基礎）	●事例検討を通じ、後見活動の実践的視点を学ぶ	大阪市立大学教員等
実務講習	内容	担当講師
10 対人援助の基礎と意思決定支援	●対人援助技術の基礎の習得と判断能力の不十分な方の意思決定支援について学ぶ	大阪市立大学 教員
11 民法と後見人の権限	●法の理念を理解し、法定後見・任意後見の概要と後見人の職務を人権との関わりの中で理解する	弁護士
12 社会福祉関係制度（1）	●障がい者福祉施策の概要を学ぶ	大阪市職員
13 社会福祉関係制度（2）	●高齢者福祉施策の概要を学ぶ	大阪市職員
14 社会福祉関係制度（3）	●生活保護制度の概要を学ぶ	大阪市職員
15 社会福祉関係制度（4）	●健康保険制度、年金制度の概要を学ぶ	大阪市職員等
16 後見業務の実際（1）	●家庭裁判所への報告について学ぶ	家庭裁判所職員
17 後見業務の実際（2）	●財産管理の基礎を学ぶ	司法書士
18 後見業務の実際（3）	●就任時の諸手続きを学ぶ	社会福祉士
19 後見業務の実際（4）	●身上の保護（基礎）を学ぶ	社会福祉士
20 後見業務の実際（5）	●身上の保護（応用）を学ぶ	社会福祉士
21 施設実習振り返り	●グループワークにより施設実習を振り返る	大阪市立大学教員等
22 事例検討（応用）	●事例検討を通じ、後見活動の実践的視点を学ぶ	大阪市立大学教員等

## 基礎講習・カレンダー

2019年

### 6～8月

日	月	火	水	北コース		南コース
				木	金	土
	6/17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	7/1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

○は祝日

北会場コースは、木曜日、大阪市役所(北区)にて開催します。

南会場コースは、土曜日、大阪市社会福祉研修・情報センター(西成区)にて開催します。

\*基礎講習第4日目(8月10日土曜日)は南会場(西成区)での合同開催となります。

(北会場では第4日目は開講しませんのでご注意ください。)

### 施設実習について

- ◇ 成年後見制度の対象となる方の理解を深めることを目的に、障がい者の施設または高齢者の施設で実習を行います。
- ◇ 実習先は、実習施設の提示する日のいずれか4日間について、受講生の都合等を考慮したうえで成年後見支援センターが調整決定していきます。

## 実務講習・カレンダー

2019年

### 10～12月

日	月	火	水	北コース		南コース
				木	金	土
	10/1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	11/1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
12/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

○は祝日

北会場コースは、木曜日、大阪市役所(北区)にて開催します。

南会場コースは、土曜日、大阪市社会福祉研修情報センター(西成区)にて開催します。

基礎講習、実務講習とも、受講生の通いやすさ、曜日の都合等により受講コース(南会場コース、北会場コース)を選ぶことができます。ただし、会場ごとの定員を超える場合は、ご希望に添えない場合もあります。

また、北会場コース・南会場コースの講習内容は同じであることから、受講生の都合により一部の講習を別会場で受講することも可能です。(※ただし、事前申請にご協力ください。)

- ◇ 施設実習についての詳細は、実務講習の初日に説明いたします。
- ◇ なお、実習期間中は、万が一の事故等に備え、保険に加入します。加入手続き及び保険料の負担は成年後見支援センターが行います。

# オリエンテーション・養成講座会場

## ①北会場(大阪市役所)

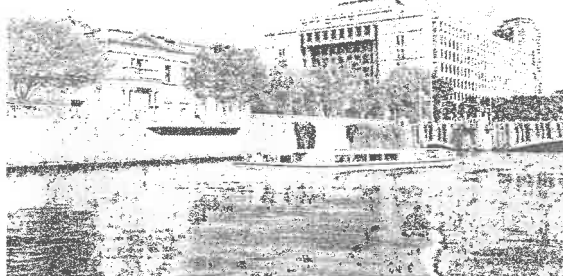
大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅①番出口から徒歩1分の好立地です。市役所内には食堂やコンビニエンスストア、郵便局等があります。

周辺地域も見所がいっぱい。市役所むかいには日本銀行大阪支店、東隣には中之島図書館、中之島公会堂、東洋陶磁美術館と歴史的な建築がいっぱいです。また、春にはバラ公園を満開のバラが彩り、夏

には青々とした緑のテラス、秋には御堂筋が金色に輝くいちょう並木、冬には美しいイルミネーションが瞬きます。講座の前後に、是非、大阪の魅力を再発見してください。



©(公財)大阪観光局



## ②南会場(大阪市社会福祉研修・情報センター)

大阪メトロ四つ橋線「花園町」②番出口又は四つ橋線・御堂筋線「大国町」駅⑤番出口からいずれも徒歩15分、大阪環状線「今宮」駅西出口から徒歩10分。

建物の2階は図書・資料閲覧室があり、福祉関係の資料の閲覧貸出等が可能です。さまざまな福祉関連情報の発信拠点として開設されました。成年後見支援センターは、この建物の3階に入っています。



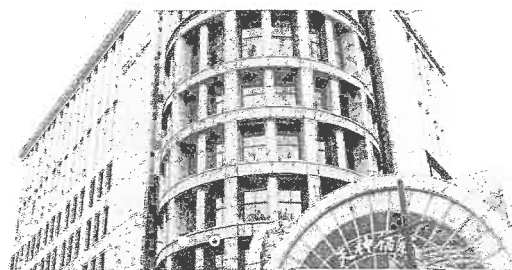
## ③住まい情報センター

大阪メトロ谷町線又は堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅下車③号出口より連絡(直結)、大阪環状線「天満」駅から北へ徒歩7分の好立地です。

「大阪くらしの今昔館」では興味深い企画展等が開催されています。また、隣接する天神橋筋商店街は日本一長い商店街として有名で、全長2.6kmに600ものお店が軒を連ねています。

### お願い

養成講座には、公共の交通機関を利用してお越しください。



## ◎ 大阪市の誇り、市民後見人

成年後見制度は、判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律行為が難しい場合に、家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所から選任された成年後見人(保佐人、補助人)が、本人を保護する制度です。

2017(平成29)年に行われた申立てに関する、本人と成年後見人との関係を右に示しています。大阪市は、政令指定都市の中で最も単身高齢者世帯率が高い(2015(平成27)年国勢調査)こともあり、全国平均と比べ親族後見人の割合が低く、専門職後見人が多く選任されています。一方、大阪市では、市民後見人を養成し、日々の見守りや年金等の限られた収入の使い方をご本人と一緒に考えながらきめ細やかに支援する活動を展開しており、全体の2.6%を占めています。



(最高裁判所事務総局家庭局、大阪家庭裁判所ともに「成年後見関係事件の概況 平成29年」)

市民後見人は、1週間に1回程度の訪問を通じ、ご本人の生活に寄り添い、ご本人の意思決定を支援する活動を行います。大阪市の市民後見人の活動は、「大阪モデル」と呼ばれ、活動内容・仕組みだけでなく、その活動が活発であることから、全国的に注目を集めています。市民後見人の尊い活動は、大阪市の誇りです。

## ◎ 市民後見人バックアップ体制

- ①成年後見支援センターが市民後見人の活動を全面的に支援しています。成年後見支援センターでは、市民後見人からの電話、来所等による相談を随時行っています。また、活動中の市民後見人には、少なくとも年2回の専門職への相談の機会が準備されており、法的な課題や支援の方法(相談援助)に関する相談に応じています。
- ②養成講座を修了し、市民後見人バンク登録を行ったのちは、年8回程度の登録者研修を用意していますので、継続してスキルアップを図ることが可能です。
- ③そのうえ、大阪市には、第1期から第12期までのバンク登録者と、バンク登録者OBが多数います。研修における活動報告や交流会を通じて、モチベーションを高めたり、活動中の悩みや迷いの共有、地域の社会資源の情報交換などさまざまな形で影

誰かを照らす人になる

市民後見人  
になる



①成年後見支援センターの随時支援と専門相談



## 市民後見人の声



第4期市民後見人

早期退職し認知症の母を介護しているときに、民生委員を通じて成年後見制度を知ったことから、制度の知識習得を兼ねて養成講座に応募しました。講座を修了し、岩間教授(大阪市立大学)の参加型社会福祉の実現に微力ながら協力していきたいと思ったことが市民後見人になった動機です。月4回、ご本人が住むグループホームを訪問しています。そのうち2回は生活費や小遣い等現金授受(金銭管理)と、グループホーム職員・ご本人・後見人の三者でご本人の近況を共有したり、課題になっていることを話し合ったりしています。

私自身もご本人のために「やっている」から、ご本人の支援を通じて人生体験を「させてもらっている」と気づき、今では「させてもらっている」ことが「やりがいであり、喜びである」と感じています。



第8期市民後見人

市民後見人養成講座は友人に紹介されて参加しました。

成年後見支援センターから受任について電話があった時は、正直不安もありました。

受任から1ヶ月半を過ぎたころ、いつものように訪問したら、ご本人が突然「おとうちゃんが来た」といってくれました。その日から、常に笑顔で迎えてくれるようになり、積極的に話しかけてくれるようになりました。

訪問を重ねるごとに笑顔が多くなり、私が行くことで喜んでおられることがよくわかり、訪問することが楽しくなりました。人のために何か役立つことをするという事は、自分にとって心が豊かになり、いきがいのようなものを感じると気づかされました。

大阪市成年後見支援センター開設10周年記念誌「市民後見人は未来をつくる支え合い」より抜粋

## 市民後見人養成講座オリエンテーションの申し込み

日時	□第1回 2019年5月15日(水) 14:00～ / 会場: 大阪市立住まい情報センター(北区天神橋6-4-20)
会場	□第2回 2019年5月16日(木) 18:30～ / 会場: 大阪市立住まい情報センター(北区天神橋6-4-20)
	□第3回 2019年5月18日(土) 14:00～ / 会場: 大阪市社会福祉研修・情報センター(西成区出城2-5-20)
対象	大阪市在住又は在勤で、社会貢献に意欲と熱意のある24歳以上68歳以下の方(*2019年3月31日時点の年齢、後見人養成研修を実施している団体に所属している方、親族以外の後見人として活動されている方は対象となりません)
定員	各回100名(先着順) *定員に達した場合のみご連絡します
内容	成年後見制度の概要と市民後見人の役割、市民後見人養成講座の受講について など
参加費	無料
主催	大阪市成年後見支援センター(大阪市社会福祉協議会)、大阪市
申込方法	住所、名前、年齢、電話番号、参加希望回(第1回、第2回、第3回のいずれか)を記載のうえ、はがき、ファックス、メールにより各開催日の2日前までにお申し込みください。(はがきの場合は締切日当日の消印有効)

お申し込み・お問い合わせは「**大阪市成年後見支援センター**」へ  
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階  
電話:06-4392-8282/ ファックス:06-4392-8900 / メール:yousei@syakyo-osaka.jp  
●ホームページ <http://www.wel-osaka.jp/kouken>

